

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名	総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	データセンター地域分散化促進税制の創設		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>電気通信回線を介して自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を営む電気通信事業者が、多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第二十二條第一項に定める東京圏（以下「東京圏」という。）を除く地域内のデータセンターに設置するサーバー等の電気通信設備について、課税標準の特例措置を適用する。</p> <p>対象者：電気通信回線を介して自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を営む電気通信事業者（電気通信基盤充実臨時措置法に基づく実施計画の認定を受けた者に限る。）</p> <p>対象設備：電気通信基盤充実臨時措置法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた信頼性向上施設整備事業の実施計画（認定計画）に従って取得した電気通信設備 ①サーバー、②ルーター、③スイッチ及び④非常用電源装置（②～④は、①と同一の計画に基づき、同一の施設内に設置されるものに限る。）</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>上記の対象設備について、取得後5年度分の固定資産税に関して、課税標準を1/2に圧縮</p>		
関係条文	[]		
減収見込額	（初年度）▲831（－） （平年度）▲2,114（－） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>東京圏以外のデータセンター内に設置するサーバー等の電気通信設備を取得した事業者に対し、税制の特例措置を適用することにより、国内データセンターの地域分散を促進し、我が国における情報通信基盤の耐災害性を強化するとともに、地域における関連産業の創出等、地域経済の活性化を図る。</p> <p>一方で、国税（法人税）だけでは赤字企業にとってインセンティブにつながらない等、効果が限定的であることから、より幅広く確実に事業者インセンティブを付与するため、地方税（固定資産税）の特例措置も併せて行うもの。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>東日本大震災を契機に、災害時などでも事業を継続できるよう、データセンターにサーバーの移管を検討する企業及び自治体が増加するとともに、業務データをデータセンターに預ける動きも加速している。しかしながら、国内のデータセンターの約63%は東京圏に集中している（※）ため、今後、関東で大規模災害や大規模停電が発生した場合には、社会経済の中核機能がまひする恐れがある。首都直下地震の発生確率及び想定される被害が高まっているとの調査結果も明らかになっており、早急に、他の地域におけるバックアップ体制を構築する必要がある。</p> <p>こうした状況の中、一部の事業者では、電気代等が安価な海外にバックアップ拠点を整備する動きも見られており、ICT利活用の重要な拠点であるデータセンターの海外流出による産業の空洞化を避ける観点から、国と自治体が一体となってデータセンターの国内立地（東京圏以外）及び既存の地方型データセンターの活用を促進する必要がある。</p> <p>また、地方のデータセンターは、地域のICT利活用の重要な役割を担っていると考えられることから、行政、医療、教育、産業等のあらゆる分野において効率性の向上や蓄積された情報に高付加価値をつけることによって新たな産業の創出につながることを期待される。さらに、冷涼な気候や再生可能エネルギー</p>		

	<p>など東京圏では実現できない地域に有効な資源を活用することが可能であり、環境配慮型データセンターの普及による省エネ・節電も期待できる。</p> <p>これらを実現するため、データセンター内に設置するサーバー等に対する設備投資について、事業者にインセンティブを付与するための税制優遇措置を講じるものである。</p> <p>(※) 地域別サーバールーム床面積割合 (出所: 富士キメラ総研「データセンタビジネス市場調査総覧2012年版」)</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>
<p>ページ</p>	<p>2—1</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価基本計画（平成24年総務省訓令第17号）】 V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進 4. 情報通信技術利用環境の整備
	政策の達成目標	平成32（2020）年までに、東京圏に集中している国内データセンターの地域分散を促進し、東京圏に立地する割合を現在の約63%から約50%まで下げることを目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで（2年間）
	同上の期間中の達成目標	国内データセンターのうち東京圏に立地する割合を現在の約63%から約60%まで下げることを目指す。
	政策目標の達成状況	平成23年末時点で、国内データセンターのうち東京圏に立地している割合は約63%となっている。 平成22年度には、地方立地に適したコンテナ型データセンターの設置の阻害要因となる制度（建築基準法、消防法）の改善等を行ったところであり、また、東日本大震災を契機として、一部の事業者で地方立地を進める動きが見られるものの、全体の割合としては東京一極集中の傾向は変わらず、更なる政策支援を行う必要がある。
有効性	要望の措置の適用見込み	約200者※ ※「データセンタビジネス市場調査総覧2012年版」（富士キメラ総研）に掲載のデータセンター事業者は329者。このうち、登録・届出をしている電気通信事業者は282者（約86%）。 また、事業者に対するアンケートの結果によると、約70%が本措置の適用を受ける見込み。（282者×70%=197者）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	支援対象となるサーバー等の電気通信設備は、データセンター事業を行う事業者により、毎年度一定規模の投資が行われるため、幅広くインセンティブを付与することができる。 そのことにより、震災に備えた東京圏のバックアップ拠点の整備が進むとともに、既にバックアップ拠点として機能しているデータセンターの利用が促進され、日本の情報通信基盤の耐災害性の強化を図ることができる。また、事業者による国内への投資が促進されることにより、データセンターの海外流出を防ぎ、各自治体においては、将来的な固定資産税の増収につながるのと同時に、地域における関連産業の創出等、地域経済の活性化に貢献することが期待できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税：対象設備に係る特別償却の適用（法人税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	要望の措置の 妥当性	<p>データセンター誘致を含めた産業振興策として独自に固定資産税を減免している自治体が存在する一方で、その数は限られており、国と地方が一体となって地域分散を促進するためには地方税制による支援が必要となる。</p> <p>また、本措置の対象となるサーバー等の電気通信設備は、データセンター事業を行う事業者により、毎年度一定規模の投資が行われるため、幅広くインセンティブを付与することが可能であり、税制の特別措置として妥当である。</p>
--	---------------	---

ページ	2—2
-----	-----

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—